

欧州連合  
商標委員会実施規則  
(EU) 2018/626  
2018年3月5日施行

目次

第 I 編 一般規則

第 1 条 主題

第 II 編 出願手続

第 2 条 出願の内容

第 3 条 商標の表示

第 4 条 優先権の主張

第 5 条 博覧会による優先権

第 6 条 EU 商標登録前の国内商標の先順位の主張

第 7 条 出願の公告の内容

第 8 条 出願の分割

第 III 編 登録手続

第 9 条 登録証

第 10 条 登録の変更請求の内容

第 11 条 登録の分割の宣言

第 12 条 EU 商標の所有者又は EU 商標の出願人の名称又は宛先の変更申請の内容

第 IV 編 移転

第 13 条 移転の登録請求

第 14 条 一部移転請求の手続

第 V 編 放棄

第 15 条 放棄

第 VI 編 団体標章及び証明標章

第 16 条 EU 団体標章の使用を規制する規則の内容

第 17 条 EU 証明標章の使用を規制する規則の内容

第 VII 編 費用

第 18 条 費用の最大

第 VIII 編 定期刊行物

第 19 条 定期刊行物

第 IX 編 行政協力

第 20 条 EU 知財庁と加盟国の当局との間の情報交換

第 21 条 ファイルの閲覧のための公開

第 X 編 変更

第 22 条 変更請求の内容

第 23 条 変更請求の公告の内容

第 XI 編 言語

第 24 条 書面による手続における裏付け書類の提出

第 25 条 翻訳文の基準

第 26 条 翻訳文の法的信憑性

第 XII 編 EU 知財庁の組織

第 27 条 単一の構成員により行われる異議部の決定又は取消部の決定

第 XIII 編 標章の国際登録に関する手続

第 28 条 国際出願の提出に使用されるべき様式

第 29 条 国際事務局に通知されるべき無効に関する事実及び決定

第 30 条 国際登録の後での領域的拡張の請求

第 31 条 領域的拡張の請求に使用されるべき様式

第 32 条 EU 知財庁における先順位的主張

第 33 条 国際事務局への職権による仮拒絶の通知

第 34 条 国際事務局への国際登録の効力の無効に関する通知

第 35 条 国際登録の国内商標出願又は加盟国指定への変更請求

第 36 条 連合を指定する国際登録の EU 商標出願への変更

第 XIV 編 最終規定

第 37 条 経過措置

第 38 条 廃止

第 39 条 施行及び適用

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を顧慮し、EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会規則(EU)2017/1001、特に、その第 20 条(6)、第 31 条(4)、第 35 条(2)、第 38 条(4)、第 39 条(6)、第 44 条(5)、第 50 条(9)、第 51 条(3)、第 54 条(3)第 2 文、第 55 条(1)第 2 文、第 56 条(8)、第 57 条(5)、第 75 条(3)、第 84 条(3)、第 109 条(2)第 1 文、第 116 条(4)、第 117 条(3)、第 140 条(6)、第 146 条(11)、第 161 条(2)第 2 文、第 184 条(9)、第 186 条(2)、第 187 条(2)、第 192 条(6)、第 193 条(8)、第 198 条(4)、第 202 条(10)及び第 204 条(6)を顧慮し、

ここに

(1) 規則(EC)No. 207/2009 として成文化された理事会規則(EC)No. 40/94 は、欧州連合知的財産権庁(以下「EU 知財庁」という)に対する単一の出願を基礎として連合の段階で取得される商標の保護のために、連合独自の制度を創設した。

(2) 欧州議会及び理事会の規則(EU)2015/2424 は、規則(EC)No. 207/2009 に基づく委員会に与えられた権限を欧州連合の機能に関する条約の第 290 条及び第 291 条に調和させた。その調和の結果から生じる新たな法的枠組と適合させるために、欧州連合委員会の委任規則(EU)2017/1430 及び委員会実施規則(EU)2017/1431 が採択された。

(3) 理事会規則(EC)No. 207/2009 は、規則(EC)2017/1001 として成文化された。明確性及び簡潔性のために、実施規則に含まれる言及は、該当する基本法の成文化の結果として生じる条文の番号の振り直しを反映すべきある。それ故、実施規則(EU)2017/1431 を廃止し、かつ、当該実施規則の規定が、規則(EU)2017/1001 についての更新された言及を伴って、本規則に定められるべきである。

(4) 明確性、法律上の確実性及び効率のために、かつ、EU 商標出願の提出を促進することを目的として、不要な行政負担を回避しつつ明確、かつ、包括的な仕様で、EU 商標出願に含まれるべき必須及び任意の詳細について特定することが、本質的に重要である。

(5) 規則(EU)2017/1001 は、管轄当局及び公衆に対して、明確性及び正確性を伴って保護の主題を判断することを可能にする限り、標章の表示が図形であることを、もはや要件としていない。それ故、法律上の確実性を保証するためには、登録によって付与された排他権の正確な主題が表示によって定義されることを明確に断言することが必要である。表示は、該当する場合は、当該標章の種類が表示によって完成されなければならない。該当する場合は、表示は、記号の説明によって補完されるべきである。そのような表示又は説明は、表示に従わなければならない。

(6) さらに、EU 商標出願の提出過程において一貫性を保証するため、かつ、先行商標調査の有効性を向上するためには、商標の特異性及び属性に従って、あらゆる標章の表示が適合しなければならない一般原則を設定することに加えて、一定の種類 of 商標の表示に係る特定の規則及び要件を定めることが適切である。

(7) 新規技術に沿った図解表示の技術的代替の導入は、登録手続を技術開発に近づける近代化の必然性から派生する。同時に、電子的に提出された表示を含む商標の表示の提出に関する技術仕様は、EU 商標制度が 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採用された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書(マドリッド議定書)によって設定された制度と相互運用可能に保たれることを保証することを目的として、定められるべきである。規則(EU)2017/1001 に従って、かつ、技術的進歩に対する増大された融通性及び一段と迅速な適応

のために、電子的に提出された標章の技術明細を定めることが EU 知財庁の常務理事に委ねられるべきである。

(8) 優先権主張及び先順位主張の提出及び手続において行政負担を減少するように、手続を合理化することが適切である。それ故、先の出願又は登録の認証謄本を提出することは、もはや必要とはならない。さらに、EU 知財庁は、優先権主張の場合において、ファイルに優先商標出願の謄本を含めることを、もはや要件とはしない。

(9) 商標の図解表示に係る要件の廃止に追従して、一定の種類の商品は電子様式で表示することができ、よって、それらの慣例的手段を用いた公告は、もはや適切ではなくなる。透明性及び法的確実性のために必要とされる出願に関するすべての情報の公告を保証するためには、EU 知財庁の電子登録簿へのリンクによる商標の表示へのアクセスが、公告を目的とした記号の有効な表示形式として認識されるべきである。

(10) 同じ理由で、EU 知財庁は、商標の表示が電子リンクによって置き換えられている登録証を発行することも認められるべきである。さらに、登録後に発行される証書のために、かつ、登録詳細が変更する可能性のある時点でなされた請求に応じるために、登録簿における該当する後続の登録事項が表示される証書の更新版を発行することの可能性について定めることが適切となる。

(11) 以前の制度の適用における実務経験は、明確性及び法的確実性を保証するために、特に部分的な移転及び部分的な放棄に関連して、一定の規定を明確化することの必要性を明らかにした。

(12) 一定レベルの融通性を保ちつつ、法的確実性を保証するためには、市場運営者が自身でこの新たな種類の商標保護を利用するのを可能にすることを目的として、規則(EU)2017/1001により提出される EU 団体標章及び EU 証明標章の使用を規制する最小内容の規則を設定することが必要である。

(13) EU 知財庁に対する手続に対して勝った当事者が負担する代理人費用の最大料率は、その費用を負担する義務が、とりわけ、相手方当事者による戦略的理由によって濫用される可能性がないことを保証する必要性を考慮して、特定されるべきである。

(14) 効率のために、EU 知財庁による電子公報が認められるべきである。

(15) ファイルの閲覧について従うことを条件とされた制限を適切に考慮して、行政協力に関連する EU 知財庁と加盟国当局との間の有効、かつ、十分な情報交換を保証することが必要である。

(16) 変更請求に関する要件は、EU 商標制度及び国別商標制度との間の円滑、かつ、有効なインターフェースを保証すべきである。

(17) EU 知財庁における手続を合理化するために、当該手続に係る書類の該当部分の翻訳文提出を制限することを可能にすべきである。

(18) 効率のために、異議申立又は EU 商標の取消若しくは無効宣言に係る申請に関する EU 知財庁による一定の決定は、1名の構成員によってなされるべきである。

(19) マドリッド議定書への連合の加盟に基因して、標章の国際登録に関する手続を規制する詳細な要件が、全体的に、当該議定書の規則に合致することが必要である。

(20) 実施規則(EU)2017/1431 は、先に委員会規則(EC)No. 2865/95 において定められた規則を差し替え、それ故、当該委員会規則は廃止した。その廃止に拘らず、実施規則(EU)2017/1431の適用可能日前に開始された一定の手続は、規則(EC)No. 2868/95 の特別規定によって当該手

続が終結に至るまで規制され続けるべきである。

(21) 本規則に定められた措置は、実施規則に関する委員会の見解に従う。  
以上により本規則を採択した。

## 第 I 編 一般規則

### 第 1 条 主題

本規則は、以下を規定する規則を定める。

- (a) 欧州連合知的財産権庁(以下「EU 知財庁」という)に提出された EU 商標出願に含まれるべき詳細
- (b) 先の出願の優先権の主張及び先順位主張のために必要とされる資料並びに博覧会による優先権を主張するために提出されるべき証拠
- (c) EU 商標出願の公告に含まれるべき詳細
- (d) 出願分割の宣言の内容, EU 知財庁がそのような宣言を処理しなければならない方法, 分割出願の公告に含まれるべき詳細
- (e) 登録証の内容及び形式
- (f) 登録分割の宣言の内容及び EU 知財庁がそのような宣言を処理しなければならない方法
- (g) 変更及び名称又は宛先の変更に関する請求に含まれるべき詳細
- (h) 移転の登録申請の内容, 移転を設定するために必要とされる資料及び一部の移転申請を処理する方法
- (i) 放棄の宣言に含まれるべき詳細及び第三者の同意を証明するために必要とされる資料
- (j) EU 団体標章及び EU 証明標章の使用を規制する規則に含まれるべき詳細
- (k) 手続にとって不可欠で, かつ, 実際に負担した費用の最大
- (l) EU 商標公報及び EU 知財庁の公報における公告に関する一定の詳細
- (m) EU 知財庁及び加盟国当局が, 相互に情報を交換し, かつ, 閲覧のためにファイルを公開する方法に関する詳細な手続
- (n) 変更請求及び変更請求の公告に含まれるべき詳細
- (o) EU 知財庁に対する書面手続に使用される裏付け書類を, 欧州連合の公用語によって提出することができる範囲, 翻訳文を提供する必要性及び翻訳文の必要条件
- (p) 異議部及び取消部の 1 名の構成員によってなされる決定
- (q) 標章の国際登録に関して,
  - (i) 国際出願に使用されるべき様式
  - (ii) 世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)に通知されるべき, 無効の事実及び決定並びにそのような通知の関係する時期
  - (iii) 国際登録の後での領域的拡張の請求に関する詳細な要件
  - (iv) 国際登録の先順位主張に含まれるべき詳細及び国際事務局に通知されるべき情報の詳細
  - (v) 国際事務局に送付されるべき保護についての職権による仮拒絶の通知に含まれるべき詳細
  - (vi) 保護に関する最終的付与又は拒絶に含まれるべき詳細
  - (vii) 無効の通知に含まれるべき詳細
  - (viii) 国際登録の変更請求及びそのような請求の公告に含まれるべき詳細
  - (ix) 変更を求める申請に含まれるべき詳細

## 第 II 編 出願手続

### 第 2 条 出願の内容

(1) EU 商標出願は、次のものを含む。

(a) EU 商標としての商標登録の願書

(b) 出願人の名称及び宛先並びに出願人が居住するか、所在地又は施設を有している国。自然人の名称については、その者の姓及び名を記載する。法人及び規則(EU)2017/1001 の第 3 条に該当する団体の名称は、公式の名称を記載し、かつ、法人の法的形態を含めるものとするが、慣習上の省略形を用いてもよい。利用可能な場合は、会社の国民識別番号によっても特定することができる。EU 知財庁は、出願人に対して、電話番号又は常務理事によって定義される電子的手段による通信のためのその他の接触に関する詳細を要求することができる。各出願人については、原則として 1 の宛先のみを記載する。複数の宛先が記載されている場合は、出願人が当該複数の宛先の 1 を送達宛先として指定する場合を除き、最初に記載されている宛先のみが考慮される。識別番号が既に知的財産権庁によって付与されている場合には、出願人にとって、同出願人の当該番号及び名称を記載すれば足りる。

(c) 登録される商標の対象である商品又はサービスの一覧であって、規則(EU)2017/1001 の第 33 条(2)に従うもの。当該一覧は、全部又は一部において、EU 知財庁によって利用可能とされる許容可能な用語のデータベースから選択できる。

(d) 本規則の第 3 条に従う商標の表示

(e) 出願人が代理人を選任している場合は、その代理人の名称及び営業所の宛先又は(b)に従う識別番号。代理人が複数の営業所の宛先を有する場合又は異なる営業所の宛先を有する 2 以上の代理人が存在する場合は、出願が送達宛先として使用すべき宛先を指定していないときには、最初に記載された宛先のみが送達宛先として考慮される。

(f) 規則(EU)2017/1001 の第 35 条により先の出願の優先権が主張される場合は、その旨の宣言であって、当該先の出願が提出された日付及び当該先の出願がその国において又はその国について提出された国名を記載したもの

(g) 規則(EU)2017/1001 の第 38 条により博覧会による優先権が主張される場合は、その旨の宣言であって、当該博覧会の名称及び商品又はサービスが最初に展示された日付を記載したもの

(h) 1 の加盟国において登録された 1 又は複数の先の商標であって、ベネルクス諸国で登録された商標又は加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標を含むものの先順位が、規則(EU)2017/1001 の第 39 条(1)に言及されているように、出願とともに主張される場合は、その旨の宣言であって、当該先の商標がその国において又はその国について登録された 1 又は複数の加盟国、当該登録が発効した日付、当該登録の番号及び登録されている当該先の商標の対象である商品又はサービスを記載したもの。そのような宣言は、規則(EU)2017/1001 の第 39 条(2)にいう期間内にもなすこともできる。

(i) 該当する場合は、出願が、規則(EU)2017/1001 の第 74 条による EU 団体標章の登録又は規則(EU)2017/1001 の第 83 条による EU 証明標章の登録についてのものである旨の陳述

(j) 提出された出願における言語及び規則(EU)2017/1001 の第 146 条(3)による第 2 言語の明示

(k) 欧州連合委員会の委任規則(EU)2018/625(1)の第 63 条(1)に従う出願人又はその代理人

の署名

- (1) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001の第43条(1)又は(2)にいう調査報告書の請求
- (2) 出願は、規則(EU)2017/1001の第7条(3)の意味における使用を通じて記号が識別性を得ている旨の主張に加えて、この主張が主のものを意味するか又は副のものを意味するかということの表示も含むことができる。そのような主張は、規則2017/1001の第42条(2)第2文にいう期間内になすこともできる。
- (3) EU団体標章又はEU証明標章の出願は、その使用を規制する規則を含むことができる。そのような規則は、出願内には含まれず、規則(EU)2017/1001の第75条(1)及び第84条(1)にいう期間内に提出される。
- (4) 1名以上の出願人が存在する場合には、出願は、共通代理人として1の出願人又は代理人を含むことができる。

### 第3条 商標の表示

- (1) 商標は、管轄当局及び公衆に対して、明確性及び正確性を伴って所有者に付与される保護の主題を判断することが可能になるように、明確、正確、自己完結的、入手容易、理解容易、永続的で、かつ、客観的な方法で管理簿に再現するべく一般的に利用可能な技術を用いて何らかの適切な様式で表示される。
- (2) 商標の表示は、登録の主題を定義するものとする。表示が(3)(d)、(3)(e)、(3)(f)(ii)、(3)(h)又は(4)により説明を伴う場合には、そのような説明は表示と合致し、かつ、その範囲を拡大してはならない。
- (3) 出願が(a)から(j)までに記載されている商標の種類 of 何れかに関連する場合には、当該出願はその効果についての表示を含むものとする。(1)又は(2)を害することなく、商標の種類及びその表示は、以下のとおり、相互に合致するものとする。
  - (a) 商標が文字、数字、その他の標準的な印刷上の文字又はそれらの組合せ(「文字標章」)のみによって構成される場合には、その標章は、何らかの図形的特徴又は色彩のない、標準的な書体及びレイアウトにおける記号の複製を提示することによって表示されるものとする。
  - (b) 図形要素又は言葉及び図形要素の組合せのみによって構成される標章を含む、非標準的な文字、様式化若しくはレイアウト又は図形的特徴若しくは色彩が使用されている商標(「図形標章」)の場合には、その標章は、それらのすべての要素及び該当する場合はそれらの色彩を示す記号の複製を提示することによって表示されるものとする。
  - (c) 容器、包装、その製品自体又はそれらの外観を含む立体的形状から構成される又は当該立体的形状に拡張される商標(「立体標章」)の場合には、その標章は、コンピュータ生成撮像を含む形状の図的複製又は写真複製の何れかを提示することによって表示されるものとする。当該図的複製又は写真複製は、相違する図示を含むことができる。表示が電子的に提供されない場合には、当該表示は最大6の相違する図示を含むことができる。
  - (d) 標章が商品の上に配置される又は添付される特定の方法からなる商標(「位置標章」)の場合には、その標章は、該当する商品に関して当該標章の位置及びその大きさ又は比率を適切に識別する複製を提示することによって表示されるものとする。登録の主題の一部を形成しない諸要素は、好ましくは、破線又は点線で視覚的に取り消される。その表示には、記号が商品に貼付される方法を詳述する説明を添付することができる。
  - (e) 商標が規則的に繰り返される1組の要素からなる商標(「パターン標章」)のみによって

構成される場合には、その標章は、繰返しのパターンを示す複製を提示することによって表示されるものとする。その表示には、諸要素が規則的に繰り返される方法を詳述する記載を添付することができる。

(f) 色彩標章の場合には、

(i) 商標が輪郭のない単一の色彩のみによって構成される場合には、その標章は、色彩及び一般的に認識されている色彩コードへの言及による当該色彩の複製を提出することによって表示されるものとする。

(ii) 商標が、輪郭のない色彩の組合せのみによって構成される場合には、その標章は、一様な所定の仕様で、かつ、一般的に認識されている色彩コードへの言及によるそれらの色彩の表示で、色彩組合せの系統的配置構成を示す複製を提示することによって表示されるものとする。当該色彩の系統的配置構成を詳述する説明も追加できる。

(g) 商標が音響又は音響の組合せから構成される商標(「音標章」)の場合には、その標章は、音響を再製するオーディオファイルを提出することによって又は音符における音響の正確な複製によって表示されるものとする。

(h) 標章の諸要素の位置における移動若しくは変化から構成される又はその移動若しくは変化に拡張される商標(「動き標章」)の場合には、その標章は、ビデオファイルを提出することによって又は位置の移動若しくは変化を示す一連の連続的な静止画像によって表示されるものとする。

(i) 画像及び音響の組合せから構成される又は当該組合せに拡張される商標(マルチメディア標章)の場合には、その標章は、画像及び音響の組合せを含む視聴覚ファイルを提出することによって表示されるものとする。

(j) ホログラム文字を伴う諸要素から構成される商標(「ホログラム標章」)の場合には、その標章は、全体においてホログラフィック効果を十分に特定するのに必要な複数の図示を含むビデオファイル、図形又は写真複製を提示することによって表示されるものとする。

(4) 商標が(3)に記載されている種類の何れかの対象とされていない場合には、その表示は、(1)に定められている基準に適合するものとし、かつ、当該表示に説明を添付することができる。

(5) 表示が電子的に提供される場合には、EU 知財庁の常務理事は、電子ファイル及びその他の該当する技術的明細書の様式及びサイズを判断する。

(6) 表示が電子的に提供されない場合には、商標は、出願の本文を表示した用紙とは別個の単一の用紙上で複製される。標章が複製される単一の用紙は、すべての該当する図示及び画像を含むものとし、かつ、DIN 規格 A4 判(縦 29.7cm, 横 21cm)を超えないものとする。少なくとも 2.5cm の余白を周囲にとる。

(7) 標章の正確な方向が明らかでない場合には、その方向は、各複製に用語「頂部」を付加することによって表示されるものとする。

(8) 標章の複製は、以下の変更が可能な品質のものとする。

(a) 横 8cm, 縦 8cm 以上のサイズへ減少すること又は

(b) 横 8cm, 縦 8cm 以下のサイズに拡大すること

(9) 見本又は標本の提出は、商標の適正な表示を構成しない。

#### 第4条 優先権の主張

(1) 出願人は、出願とともに、規則(EU)2017/1001の第35条により1又は複数の先の出願の優先権を主張する場合には、出願日から3月以内に、先の出願の出願番号を表示し、かつ、先の出願の謄本を提出する。当該謄本は、先の出願の提出日を記載する。

(2) 優先権が主張されている先の出願の言語がEU知財庁の言語の1でない場合、出願人は、EU知財庁によって要求される場合には、EU知財庁によって指定された期間内に、先の出願の翻訳文を、出願の第1又は第2言語として使用されるEU知財庁の言語に翻訳して、EU知財庁に提供する。

(3) (1)及び(2)は、優先権の主張が1又は複数の先の出願に関する場合に、準用する。

#### 第5条 博覧会による優先権

出願人は、出願とともに、規則(EU)2017/1001の第38条(1)により博覧会による優先権を主張する場合は、出願日から3月以内に、博覧会における工業所有権の保護についての責任を有する当局が博覧会において交付した証明書を提出する。その証明書は、出願が対象としている商品又はサービスについて、標章が使用された旨を証言する。当該証明書は、博覧会の開始日も記載し、かつ、最初に公然使用された日付が博覧会の開始日と異なる場合には、その最初に公然使用された日付も記載する。当該証明書には、標章の実際の使用を特定する書類であって前記当局により正式に認証されたものを添付しなければならない。

#### 第6条 EU商標登録前の国内商標の先順位的主張

出願人は、規則(EU)2017/1001の第39条(1)にいう先に登録された商標の先順位を規則(EU)2017/1001の第39条(2)により主張する場合には、EU知財庁による先順位主張の受領から3月以内に、関係する登録の謄本を提出する。

#### 第7条 出願の公告の内容

出願の公告は、以下を含むものとする。

(a) 出願人の名称及び宛先

(b) 該当する場合は、出願人が選任した代理人であって、規則(EU)2017/1001の第119条(3)第1文に属する代理人以外の者の名称及び営業所の宛先。同じ営業所の宛先を共有する複数の代理人が存在する場合は、最初に指名されている代理人の名称及び営業所の宛先のみを公告し、その際には、「及びその他」という文言を付す。相違する営業所の宛先を有する2以上の代理人が存在する場合は、本規則の第2条(1)(e)により決定された送達宛先のみを公告する。委任規則(EU)2018/625の第74条(8)に従って代理人の団体が選任されている場合は、当該団体の名称及び営業所の宛先のみを公告する。

(c) 該当する場合は、第3条にいう諸要素及び説明とともに、標章の表示。その表示は、電子ファイルの形態で提供されている場合には、当該ファイルへのリンクによってアクセス可能とする。

(d) ニース分類の類に従って組分けされ、各々の商品又はサービスの組の先頭にその組が属する当該分類による類の番号を付した上で、当該分類による類の順序に従って表示した商品又はサービスの一覧

(e) 出願日及び出願番号

- (f) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 35 条により出願人によって提出された優先権の主張に関する事項
- (g) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 38 条により出願人によって提出された博覧会による優先権の主張に関する事項
- (h) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 39 条により出願人によって提出された先順位の主張に関する事項
- (i) 該当する場合は、標章が、その使用の結果として、登録が請求されている商品又はサービスに関して識別性を有するものとなっている旨の規則(EU)2017/1001 の第 7 条(3)による陳述
- (j) 該当する場合は、出願が EU 団体標章又は EU 証明標章に関するものである旨の陳述
- (k) 出願における言語及び出願人が規則(EU)2017/1001 の第 146 条(3)により示した第 2 言語の表示
- (1) 該当する場合は、出願が欧州連合を指定する国際登録の規則(EU)2017/1001 の第 204 条(2)による変更由来のものである旨の陳述であって、マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録の日付又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による国際登録に続いて行われた欧州連合への領域拡張が国際登録簿へ記録された日付及び該当する場合は、国際登録の優先日を添えたもの

## 第 8 条 出願の分割

- (1) 規則(EU)2017/1001 の第 50 条による出願の分割の宣言には、次のものを含む。
  - (a) 出願番号
  - (b) 本規則の第 2 条(1)(b)に従う出願人の名称及び宛先
  - (c) 分割出願に従うことを条件とする商品又はサービスの一覧又は複数の出願への分割が求められている場合は、各分割出願についての商品又はサービスの一覧
  - (d) 原出願に残留する商品又はサービスの一覧
- (2) EU 知財庁は、各分割出願について別々のファイルを設定するが、それは、分割の宣言及びそれに関する通信を含む、原出願のファイルの完全な写しから構成される。EU 知財庁は、各分割出願に新たな出願番号を割り当てる。
- (3) 各分割出願の公告は、第 7 条に定められている表示及び要素を含む。

## 第 III 編 登録手続

### 第 9 条 登録証

規則(EU)2017/1001 の第 51 条(2)に従って発行される登録証は、規則(EU)2017/1001 の第 112 条(2)に記載されている登録簿における登録事項及び当該事項が登録簿に記録されている旨の陳述を含む。標章の表示が電子ファイルの形態で提供される場合には、該当する事項は、当該ファイルへのリンクによってアクセス可能とする。当該登録証は、該当する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 111 条(3)に従って、登録簿に記録されるべきすべての事項を示す抜粋及びそれらの事項が登録簿に記録されている旨の陳述によって、補完される。

### 第 10 条 登録の変更請求の内容

規則(EU)2017/1001 の第 54 条(2)による登録の変更請求は、以下を含む。

- (a) EU 商標の登録番号
- (b) 本規則の第 2 条(1)(b)に従う EU 商標の所有者の名称及び宛先
- (c) 変更されるべき EU 商標の表示における要素及び規則(EU)2017/1001 の第 54 条(3)に従って変更された版における当該要素の表示
- (d) 本規則の第 3 条に従って変更された EU 商標の表示

### 第 11 条 登録の分割の宣言

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 56 条(1)による登録の分割の宣言は、以下を含む。

- (a) EU 商標の登録番号
- (b) 本規則の第 2 条(1)(b)に従う EU 商標の所有者の名称及び宛先
- (c) 分割登録を形成すべき商品又はサービスの一覧又は複数の分割登録への分割が求められている場合には、各分割登録に関する商品又はサービスの一覧
- (d) 原登録に残存する商品又はサービスの一覧

(2) EU 知財庁は、分割登録について別個のファイルを設定するが、それは、分割の宣言及びそれに関する通信を含む、原登録のファイルの完全な写しから構成される。EU 知財庁は、分割登録に新たな登録番号を割り当てる。

### 第 12 条 EU 商標の所有者又は EU 商標の出願人の名称又は宛先の変更申請の内容

規則(EU)2017/1001 の第 55 条(1)により登録された EU 商標の所有者の名称又は宛先の変更申請は、以下を含む。

- (a) EU 商標の登録番号
  - (b) 登録簿に記録されている EU 商標所有者の名称及び宛先。ただし、識別番号が EU 知財庁によって既に当該所有者に付与されている場合はこの限りではなく、その場合には、出願人にとって、当該識別番号及び所有者の名称を表示すれば足りる。
  - (c) 本規則第 2 条(1)(b)に従う EU 商標の所有者の新たな名称及び宛先の表示
- 前記の(b)及び(c)は、EU 商標に係る出願人の名称及び宛先の変更申請の目的のために準用される。

## 第 IV 編 移転

### 第 13 条 移転の登録請求

- (1) 規則(EU)2017/1001 の第 20 条(5)に基づく移転の登録請求は、次のものを含む。
  - (a) EU 商標の登録番号
  - (b) 本規則第 2 条(1)(b)に従う新たな所有者についての詳細
  - (c) 移転にすべての登録される商品又はサービスが含まれていない場合には、当該移転に係る登録される商品又はサービスの詳細
  - (d) 規則(EU)2017/1001 の第 20 条(2)及び(3)に従う移転を正式に設定する証拠
  - (e) 該当する場合は、本規則の第 2 条(1)(e)に従って定められるべき新たな所有者の代理人の名称及び営業所の宛先
- (2) (1)の(b)から(e)までは、EU 商標出願の移転の記録に関する請求の目的のために準用される。
- (3) (1)(d)の適用上、次の何れかが移転の十分な証拠を構成する。
  - (a) 登録されている所有者又は当該所有者の代理人による及び権原の承継人又は当該承継人の代理人による移転の登録請求への署名
  - (b) 請求が登録されている所有者又は当該所有者の代理人によって提出される場合は、当該移転の登録に同意する権原の承継人又は当該承継人の代理人によって署名された宣言書
  - (c) 登録請求が権原の承継人によって提出される場合は、登録されている所有者が当該権原の承継人の登録に同意する旨の宣言書であって、当該登録されている所有者又は当該所有者の代理人によって署名されたもの
  - (d) 委任規則(EU)2018/625 の第 65 条(1)(e)に定められ、登録されている所有者又は当該所有者の代理人及び権原の承継人又は当該承継人の代理人によって完成された移転用の様式及び書類への署名

### 第 14 条 一部移転請求の手続

- (1) 移転の登録請求が登録されている標章の対象である商品又はサービスの一部のみに関係する場合は、請求人は、残存登録及び新たな登録における商品又はサービスが重複しないように、当該残存登録と一部登録請求との間で、原登録における商品又はサービスを振り分ける。
- (2) EU 知財庁は、新たな登録のために別個のファイルを設定し、当該ファイルは、一部移転の登録請求及びそれに関する通信を含む、原登録のファイルの完全な謄本からなるものとする。知的財産権庁は、新たな登録に対して新たな登録番号を割り当てる。
- (3) (1)及び(2)は、EU 商標出願の移転を記録するための請求の目的に準用される。EU 知財庁は、新たな EU 商標出願に対して新たな出願番号を割り当てる。

## 第V編 放棄

### 第15条 放棄

- (1) 規則(EU)2017/1001の第57条(2)による放棄の宣言は、次のものを含む。
  - (a) EU商標の登録番号
  - (b) 本規則の第2条(1)(b)に従う所有者の名称及び宛先
  - (c) 登録されている標章の対象である商品又はサービスの一部についてのみ放棄の宣言をする場合は、登録を存続させる標章の対象である商品又はサービスの表示
- (2) EU商標に関する第三者の権利が登録簿に記入されている場合は、当該権利の所有者又はその代理人によって署名が付されているその放棄についての同意の宣言書は、当該放棄についての第三者の合意の十分な裏付けとなる。

## 第 VI 編 団体標章及び証明標章

### 第 16 条 EU 団体標章の使用を規制する規則の内容

規則(EU)2017/1001 の第 75 条(1)にいう EU 団体標章を規制する規則は、以下を定める。

- (a) 出願人の名称
- (b) 団体の目的又は公法によって規制される法人の設立の目的
- (c) 公法によって規制される前記団体又は法人を代表する権限を与えられた組織
- (d) 団体の場合には、構成員であること条件
- (e) EU 団体標章の表示
- (f) EU 団体標章を使用する権限を有する者
- (g) 該当する場合は、制裁手段を含む、EU 団体標章の使用を規制する条件
- (h) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 7 条(1)(j), (k)又は(1)の適用の結果として導入される何らかの制限を含む、EU 団体標章の対象とされている商品又はサービス
- (i) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001 の第 75 条(2)第 2 文にいう権限

### 第 17 条 EU 証明標章の使用を規制する規則の内容

規則(EU)2017/1001 の第 84 条にいう EU 証明標章の使用を規制する規則は、以下を定める。

- (a) 出願人の名称
- (b) 出願人が、規則(EU)2017/1001 の第 83 条(2)に定められている要件に適合する旨の宣言
- (c) EU 証明標章の表示
- (d) UE 証明標章の対象とされている商品又はサービス
- (e) 商品の材料、製造態様若しくはサービスの実施態様、品質又は正確さのような EU 証明標章によって証明されるべき商品又はサービスの特徴
- (f) 制裁手段を含む、EU 証明標章の使用を規制する条件
- (g) EU 証明標章を使用する権限を有する者
- (h) 証明団体が前記の特徴を検査し、かつ、EU 証明標章の使用を監督する方法

## 第 VII 編 費用

### 第 18 条 費用の最大

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 109 条(2)第 1 文にいう費用は、以下の最大に基づいて、敗れた当事者が負う。

(a) 勝った当事者が表示されていない場合は、居住地又は営業所と委任規則(EU)2018/625 の第 49 条により口頭手続が行われる場所との間の往路及び復路についての当該当事者の 1 人に対する次の通りの旅費及び経費

(i) 鉄道路線総距離が 800km 以下の場合、通常の輸送追加金を含む一等車の鉄道運賃又は鉄道路線総距離が 800km を超える場合若しくは行程が海洋渡航を含む場合は、ツーリストクラスの航空運賃

(ii) 理事会規則(EEC, Euratom, ECSC)No. 259/68(1)において定められた連合幹部職員規則及び連合の他の公務員に関する雇用条件の付表 VII 第 13 条に定められている日当

(b) 規則(EU)2017/1001 の第 120 条(1)により、本項の(a) (i)に定める料率での代理人の旅費

(c) 規則(EU)2017/1001 の第 120 条(1)の意味における勝った当事者が負担する以下の場合の代理費用

(i) 異議申立手続の場合：300 ユーロ

(ii) EU 商標の取消又は無効に関する手続の場合：450 ユーロ

(iii) 審判手続の場合：550 ユーロ

(iv) 当事者が委任規則(EU)2018/625 の第 49 条により召喚された口頭手続が行われた場合は、(i)、(ii)又は(iii)までにいう金額は、400 ユーロ増額する。

(2) EU 商標の出願若しくは登録の数人の出願人若しくは所有者が存在する場合又は共同して異議申立又は取消若しくは無効宣言を求める請求を提出した数人の異議申立人又は取消若しくは無効宣言を求める請求人が存在する場合は、敗れた当事者は、当該 1 人についてのみ(1) (a)にいう費用を負担する。

(3) 勝った当事者が規則(EU)2017/1001 の第 120 条(1)の意味における複数の代理人により代理されている場合は、敗れた当事者は、当該 1 人についてのみ本条の(1) (b)及び(c)にいう費用を負担する。

(4) 敗れた当事者は、勝った当事者に対し、(1)、(2)及び(3)にいうもの以外の EU 知財庁における手続に関する如何なる費用、経費及び手数料も償還する義務を負わない。

## 第 VIII 編 定期刊行物

### 第 19 条 定期刊行物

- (1) 詳細が、規則(EU)2017/1001、委任規則(EU)2018/625 又は本規則に従って EU 商標公報に公告される場合は、EU 商標公報に示されている発行日は、詳細の公告の日付とみなされる。
- (2) 商標登録に関する事項が、出願の公告と比較して変更がない範囲については、当該事項の公告は、当該出願の公告に含まれている詳細への参照の方法によってなされる。
- (3) EU 知財庁は、電子的手段によって利用可能な当該 EU 知財庁の公報の版を作製することができる。

## 第 IX 編 行政協力

### 第 20 条 EU 知財庁と加盟国の当局との間の情報交換

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 152 条を害することなく、EU 知財庁及びベネルクス知的財産庁を含む加盟国の中央工業所有権庁は、EU 商標又は国内標章の出願についての関連情報並びに当該出願に関する手続及びその結果として登録された標章についての関連情報について、請求時に、相互に通知する。

(2) EU 知財庁及び加盟国の裁判所又は当局は、直接的に又は加盟国の中央工業所有権庁を通じて、規則(EU)2017/1001 の適用上、情報を交換する。

(3) (1) 及び(2)に基づく通信に関する支出は、その通信を行う当局が負担する。当該通信は、手数料を免除される。

### 第 21 条 ファイルの閲覧のための公開

(1) 加盟国の裁判所又は当局による EU 商標出願又は登録された EU 商標に関するファイルの閲覧は、原本書類若しくはその謄本又はファイルがこの方法で保存されている場合には技術的保存手段による。

(2) EU 知財庁は、出願された又は登録された EU 商標に関するファイル又はその謄本を加盟国の裁判所又は公訴機関に送付する時には、それらのファイルの閲覧について、規則(EU)2017/1001 の第 114 条により、従うべき制限を明記する。

(3) 加盟国の裁判所又は公訴機関は、自己が取り扱う手続の過程において、EU 知財庁により送付されたファイル又はその謄本を第三者による閲覧に公開することができる。当該閲覧は、規則(EU)2017/1001 の第 114 条に従うことを条件とする。

## 第 X 編 変更

### 第 22 条 変更請求の内容

規則(EU)2017/1001 の第 139 条により, EU 商標出願又は登録された EU 商標を国内商標出願に変更するための請求は, 以下を含む。

- (a) 本規則の第 2 条(1)(b)に従う変更請求人の名称及び宛先
- (b) EU 商標出願の出願番号又は EU 商標の登録番号
- (c) 規則(EU)2017/1001 の第 139 条(1)(a)又は(b)に従う変更理由の表示
- (d) 請求される変更の対象である 1 又は複数の加盟国の指定
- (e) 請求が, 提出されている出願又は登録されている EU 商標の対象である商品又はサービスのすべてに関係していない場合は, 請求される変更の対象である商品又はサービスの表示及び変更が複数の加盟国について請求され, かつ, 商品又はサービスの一覧がそれら加盟国のすべてについて同一でない場合は, 加盟国ごとの各々の商品又はサービスの表示
- (f) 変更が規則(EU)2017/1001 の第 139 条(6)により請求される場合は, EU 商標が EU 商標裁判所の判決の結果として失効したことの根拠でもって, 当該判決が確定した日付の表示及び当該判決がなされた言語によって提出することができるその判決の謄本

### 第 23 条 変更請求の公告の内容

規則(EU)2017/1001 の第 140 条(2)に従う変更請求の公告は, 以下を含む。

- (a) 請求されている変更の対象である EU 商標の出願番号又は登録番号
- (b) 請求の先の公告又は EU 商標公報における登録についての言及
- (c) 請求されている変更の対象である 1 又は複数の加盟国の指定
- (d) 請求が, 提出されている出願又は登録されている EU 商標の対象である商品又はサービスのすべてに関係していない場合は, 請求される変更の対象である商品又はサービスの表示
- (e) 変更が複数の加盟国に関して請求され, かつ, 商品又はサービスの一覧がそれら加盟国のすべてについて同一でない場合は, 加盟国ごとの各々の商品又はサービスの表示
- (f) 変更請求の日付

## 第 XI 編 言語

### 第 24 条 書面による手続における裏付け書類の提出

本規則又は委任規則(EU)2018/625 に別段の定めがない限り、EU 知財庁における手続において使用する裏付け書類は、連合の何れの公用語でも提出することができる。EU 知財庁は、当該書類の言語が規則(EU)2017/1001 の第 146 条に従って定められた手続言語でない場合は、職権により又は他方の当事者による理由を付した請求時に、同庁により指定する期間内に、翻訳文が当該言語で提供されることを要求することができる。

### 第 25 条 翻訳文の基準

(1) 書類の翻訳文が EU 知財庁へ提出される必要がある場合、その翻訳文は、それが言及する書類を特定し、かつ、原書類の構造及び内容を複製するものとする。書類の一部のみが該当することを当事者が表示した場合、その翻訳文は、該当部分のみに限定することができる。

(2) 規則(EU)2017/1001, 委任規則(EU)2018/625 又は本規則に別段の定めがない限り、翻訳文を提出すべき書類は、以下の場合には EU 知財庁が受領しなかったものとみなす。

(a) 原書類又は翻訳文の提出に該当する期間の満了後に、翻訳文が EU 知財庁によって受領された場合

(b) 本規則の第 26 条にいう証明書が、EU 知財庁によって指定された期間内に提出されない場合

### 第 26 条 翻訳文の法的信憑性

証明又は指摘が存在しない場合は、EU 知財庁は、翻訳文が関係する原文と一致するものであると推定する。EU 知財庁は、疑念がある場合には、指定期間内に、翻訳文が原文と一致することを証明する証明書の提出を要求することができる。

## 第 XII 編 EU 知財庁の組織

### 第 27 条 単一の構成員により行われる異議部の決定又は取消部の決定

異議部又は取消部の単一構成員は、規則(EU)2017/1001 の第 162 条(2)又は第 163 条(2)により、以下の種類の決定を行う。

- (a) 費用の割当に関する決定
- (b) 規則(EU)2017/1001 の第 109 条(7)第 1 文により支払うべき費用額を確定する決定
- (c) 手続を停止することの決定又は本案判決に進む必要がないことを確認する決定
- (d) 委任規則(EU)2018/625 の第 6 条(1)にいう期間の満了前に異議申立を許容できないものとして却下することの決定
- (e) 手続を中止する決定
- (f) 委任規則(EU)2018/65 の第 9 条(1)により、複数の異議申立を併合又は分離することの決定

## 第 XIII 編 標章の国際登録に関する手続

### 第 28 条 国際出願の提出に使用されるべき様式

規則(EU)2017/1001 の第 184 条(1)にいう国際出願用の EU 知財庁によって利用可能とされる様式は、国際事務局によって提供される公式様式のすべての要素を含む。

出願人は、国際事務局によって提供される公式様式も使用することができる。

### 第 29 条 国際事務局に通知されるべき無効に関する事実及び決定

(1) EU 知財庁は、国際登録日から 5 年の期間内に、次の場合を国際事務局に通知する。

(a) 国際登録に掲載された商品又はサービスのすべて又は一部に関して、国際登録が基礎とした EU 商標出願が取り下げられ、取下とみなされ又は最終決定により拒絶された場合

(b) 国際登録に掲載された商品又はサービスのすべて又は一部に関して、国際登録が基礎とした EU 商標が、放棄されている、更新されていない、取り消されている又は EU 知財庁が最終決定により若しくは EU 商標裁判所が侵害手続における反訴に基づいて無効と宣言している理由で失効している場合

(c) 国際登録が基礎とした EU 商標出願又は EU 商標が 2 件の出願又は登録に分割されている場合

(2) (1)にいう通知は、次を含む。

(a) 国際登録の番号

(b) 国際登録の所有者の名称

(c) 基本出願又は登録に影響を及ぼす事実及び決定並びにそれらの事実及び決定の発効日

(d) (1) (a) 又は (b) にいう場合において、国際登録を取り消す請求

(e) (1) (a) 又は (b) にいう行為が一部の商品又はサービスのみに関して基本出願又は基本登録に影響を及ぼす場合は、それらの商品又はサービス又は影響を受けない商品又はサービス

(f) (1) (c) にいう場合において、関係する各々の EU 商標出願又は登録の番号

(3) EU 知財庁は、国際登録日から 5 年の期間の終了時に、次の場合を国際事務局に通知する。

(a) 規則(EU)2017/1001 の第 42 条により、国際登録が基礎とした EU 商標出願を拒絶する審査官の決定に対して審判請求が係属中である場合

(b) 国際登録が基礎とした EU 商標出願に対して異議申立が係属中である場合

(c) 国際登録が基礎とした EU 商標に対して取消を求める請求又は無効宣言を求める請求が係属中である場合

(d) 国際登録が基礎とした EU 商標に対して、取消又は無効宣言を求める反訴が EU 商標裁判所に提起されていることが EU 商標登録簿に記載されているが、当該反訴に関する EU 商標裁判所の決定について同登録簿にまだ記載がなされていない場合

(4) (3)にいう手続が最終決定又は登録簿への登録により完了した時点で、EU 知財庁は、(2)に従いその旨を国際事務局に通知する。

(5) (1)及び(3)の適用上、国際登録の基礎となった EU 商標は、国際出願の基礎となった EU 商標出願からの結果として生じる EU 商標登録を含む。

### 第 30 条 国際登録の後での領域的拡張の請求

(1) 規則(EU)2017/1001 の第 187 条(1)により EU 知財庁に提出された地域拡張の請求は、以

下の要件に適合する。

- (a) その請求が、本規則の第 31 条にいう様式の 1 を使用して提出され、かつ、使用される様式によって要求されるすべての表示及び情報を含むこと
  - (b) その請求が、関連する国際登録の番号を表示すること
  - (c) 商品又はサービスの一覧が、国際登録に含まれる商品又はサービスの一覧の対象とされていること
  - (d) 国際様式によりなされた表示に基づき、出願人が、マドリッド議定書第 2 条(1)(ii)及び第 3 条の 3(2)に従って EU 知財庁を通じて国際登録の後に指定をなす権限を有していること
- (2) 領域的拡張の請求が 1 に定められているすべての要件に適合していない場合は、EU 知財庁は、請求人に対して、同庁の指定する期限内に欠陥を是正することを求める。

### **第 31 条 領域的拡張の請求に使用されるべき様式**

規則(EU)2017/1001 の第 187(1)にいう国際登録の後での領域的拡張の請求に関して EU 知財庁によって利用可能とされる様式は、国際事務局によって提供される公式様式のすべての要素を含む。請求人は、国際事務局によって提供される公式様式も使用することができる。

### **第 32 条 EU 知財庁における先順位の主張**

- (1) 規則(EU)2017/1001 の第 39 条(7)を害することなく、規則(EU)2017/1001 の第 192 条(1)による先順位の主張は、以下を含む。
- (a) 国際登録の登録番号
  - (b) 本規則の第 2 条(1)(b)に従う国際登録の所有者の名称及び宛先
  - (c) 先の商標がその国において又はその国について登録されている 1 又は複数の加盟国の表示
  - (d) 関係登録の番号及び出願日
  - (e) 先の商標が登録されている対象である商品又はサービス及び先順位が主張されている商品又はサービスの表示
  - (f) 関係する登録証明書の謄本
- (2) 国際登録の所有者が規則(EU)2017/1001 の第 119 条(2)により EU 知財庁における手続について代理されなければならない場合は、先順位の主張は、規則(EU)2017/1001 の第 120 条(1)の意味における代理人の選任を含む。
- (3) EU 知財庁が先順位の主張を受理した場合は、次のものを送達することにより、国際事務局にその旨を通知する。
- (a) 関係国際登録の番号
  - (b) 先の商標がその国において又はその国について登録されている 1 又は複数の加盟国の名称
  - (c) 関係登録の番号
  - (d) 関係登録が有効となった日付

### **第 33 条 国際事務局への職権による仮拒絶の通知**

- (1) 規則(EU)2017/1001 の第 193 条(2)及び(5)により国際事務局あてに発せられるべき全部又は一部の国際登録の保護の職権による仮拒絶の通知は、当該規則の第 193 条(3)及び(4)に

定められている要件を害することなく、次を含む。

- (a) 国際登録の番号
  - (b) 仮拒絶に該当する規則(EU)2017/1001の規定への言及
  - (c) 国際登録の所有者が、EU知財庁が仮拒絶を発出した日から2月の期限内に、その所見をEU知財庁に提出することにより拒絶理由を克服することをしない場合は、保護の仮拒絶はEU知財庁の決定により確認される旨の表示
  - (d) 仮拒絶が商品又はサービスの一部のみに関する場合は、それらの商品又はサービスの表示
- (2) 国際事務局への職権による仮拒絶の各通知に関して、また、異議申立期限が切れており、かつ、異議申立を基礎とする仮拒絶の通知が委任規則(EU)2018/625の第78条(1)により発出されていないことを条件として、EU知財庁は、次のことについて、国際事務局へ通知する。
- (a) EU知財庁における手続の結果として仮拒絶が取り下げられた場合は、標章が連合において保護されることの実事
  - (b) 該当する場合は、規則(EU)2017/1001の第66条に基づく審判請求又は規則(EU)2017/1001の第72条に基づく訴訟の後、標章の保護を拒絶する決定が確定した場合は、当該標章の保護が連合において拒絶されることの実事
  - (c) (b)による拒絶が商品又はサービスの一部のみに関する場合は、連合において保護される標章の対象である商品又はサービス

#### **第34条 国際事務局への国際登録の効力の無効に関する通知**

規則(EU)2017/1001の第198条(3)にいう通知は、日付を付され、かつ、以下を含む。

- (a) EU知財庁が無効を宣告した旨の表示又は無効を宣告したEU商標裁判所の表示
- (b) 無効が国際登録の所有者の権利の取消の方式により宣告されたか否かの表示、商標が絶対的理由により無効である旨の宣言の表示又は当該商標が相対的理由により無効である旨の宣言の表示
- (c) 無効がもはや審判請求の対象でない旨の事実の陳述
- (d) 国際登録の番号
- (e) 国際登録の所有者の名称
- (f) 無効がすべての商品又はサービスには関係しない場合は、宣告された無効の対象である商品又はサービスの表示又は宣告されなかった無効の対象である商品又はサービスの表示
- (g) 無効が宣告された日付及び当該無効が有効となった最初の日付の表示

#### **第35条 国際登録の国内商標出願又は加盟国指定への変更請求**

(1) 規則(EU)2017/1001の第139条及び第202条により、連合を指定する国際登録の国内商標出願又は加盟国の指定への変更請求は、当該規則の第202条(4)から(7)までに定められた要素を害することなく、以下を含む。

- (a) 国際登録の登録番号
- (b) 国際登録の日付又はマドリッド議定書第3条の3(2)により国際登録の後でなされた連合の指定日並びに該当する場合は、規則(EU)2017/1001の第202条(2)により国際登録の優先権の主張に関する事項及び規則(EU)2017/1001の第39条、第40条又は第191条により先順位主張に関する事項

(c) 規則(EU)2017/1001 の第 140 条(1)及び本規則の第 22 条(a), (c)及び(d)にいう表示及び要素

(2) (1)にいう変更請求の公告は, 第 23 条に定められている詳細を含む。

### **第 36 条 連合を指定する国際登録の EU 商標出願への変更**

規則(EU)2017/1001 の第 204 条(3)による変更申請は, 本規則の第 2 条にいう表示及び要素に加えて, 以下を含む。

(a) 取り消された国際登録の番号

(b) 国際事務局が当該国際登録を取り消した日付

(c) 該当する場合は, マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録日又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による国際登録の後になされた連合への領域拡張の記録日

(d) 該当する場合は, 国際事務局が保管する国際登録簿に記入された国際出願において主張された優先日

## 第 XIV 編 最終規定

### 第 37 条 経過措置

規則 (EC) No. 2868/95 の規定は、本規則がその第 39 条に従って適用されない場合は、現在進行中の手続が完了するまで、当該手続に適用され続ける。

### 第 38 条 廃止

実施規則 (EU) 2017/1431 は、廃止する。

### 第 39 条 施行及び適用

- (1) 本規則は、欧州連合の公告における公告日の 20 日後に施行される。
- (2) 本規則は、以下の例外に従うことを条件として、(1)にいう施行日から適用される。
  - (a) 第 II 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた EU 商標出願及び当該日付前に連合の指定がなされた国際登録には適用されない。
  - (b) 第 9 条は、2017 年 10 月 1 日より前に登録された EU 商標には適用されない。
  - (c) 第 10 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた変更請求には適用されない。
  - (d) 第 11 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた分割の宣言には適用されない。
  - (e) 第 12 条は、2017 年 10 月 1 日より前になされた名称及び宛先の変更請求には適用されない。
  - (f) 第 IV 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた移転の登録申請には適用されない。
  - (g) 第 V 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた放棄の宣言には適用されない。
  - (h) 第 VI 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた EU 団体標章又は EU 証明標章に関する出願及び当該日付前に連合の指定がなされた国際登録には適用されない。
  - (i) 第 VII 編は、2017 年 10 月 1 日より前に開始された手続において負担する費用には適用されない。
  - (j) 第 VIII 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた公告には適用されない。
  - (k) 第 IX 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた情報又は閲覧に関する請求には適用されない。
  - (l) 第 X 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた変更請求には適用されない。
  - (m) 第 XI 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた裏付け書類又は翻訳文には適用されない。
  - (n) 第 XII 編は、2017 年 10 月 1 日より前になされた決定には適用されない。
  - (o) 第 XIII 編は、場合に応じて、2017 年 10 月 1 日より前になされた国際出願、国際登録の基礎となった EU 商標出願又は登録の無効に関する事実及び決定の通知、領域拡張の請求、先順位的主張、職権による仮拒絶の通知、国際登録の効力の無効に関する通知、国際登録の国内商標出願への変更請求並びに連合を指定する国際登録の EU 商標出願への変更申請には適用されない。

本規則は、すべて拘束力を有し、かつ、全加盟国において直接的に適用される。

ブリュッセルにて締結、2018 年 3 月 5 日。